

# 小中学生の医療費無料化を 実施しています。

平成 26 年 10 月診療分から子育てを応援する事業のひとつとして、これまでの福祉医療費助成制度の見直しを行い、小学生・中学生までを対象とした医療費助成を実施します。

## ●申請手続きについて

福祉医療費受給券（小中学生）をお持ちでない方は、必要なものを持参し役場住民課で申請してください。

◎持参していただくもの

- ・お子さまの健康保険証（写）
- ・印鑑（シャチハタ以外）
- ・申請書と同意書（役場住民課に有ります）

## ●対象者

・甲良町に住民票がある小学生・中学生

（6歳到達後の最初の3月31日を経過した者で、15歳到達後の最初の3月31日を経過していない者）

※次のような場合は対象になりません。

- ・健康保険に加入していない場合
- ・生活保護を受けている場合
- ・児童福祉施設などに入所している場合
- ・現在、福祉医療受給券を交付されている場合

●受給券の色 藤色

## ●自己負担

医療費の自己負担はありません。（無料）

## ●助成対象外

保険適用外の医療（検診や予防接種、入院時の部屋代、食事代、選定療養費等）については医療費助成の対象外となります。

※選定療養費・・・紹介状なしで200床以上の病院等を受診した際に請求される場合があります

## ●滋賀県以外の医療機関を受診したとき

申請により、福祉医療で助成する額を返金します。

申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・福祉医療受給券
- ・印鑑
- ・振込先のわかるもの
- ・領収書（受診者名、保険点数が記載されたもの）

## ●補装具（コルセット・眼鏡など）を装着したとき

申請により、福祉医療で助成する額を返金します。

申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・福祉医療受給券
- ・印鑑
- ・振込先のわかるもの
- ・領収書
- ・健康保険からの支払通知（保険給付分）

## ●こんな時には届け出を

・加入されている健康保険に変更があったとき

・住所に変更があったとき

・医療費の返金を受けたとき

届け出先 甲良町役場住民課